

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日は、
その翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇ 規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年四月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県条例第十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

二十五年 立川町二丁目 鳥取

市立川町二丁目 一八 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年四月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第四十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

立川町二丁目 一六、七〇〇円

を削

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】